

体育における人間形成に関する研究

A Study on Character Building in School Physical Education

友添 秀則 (Hidenori Tomozoe) 指導：寒川 恒夫

1. 問題の所在と研究方法

2006年後半は児童・生徒のいじめによる自殺が全国で連鎖的に多発した。また、文部科学省の調査では、公立の小・中学校内で児童・生徒が起こした暴力行為の件数は、依然高い数字を示している。このように子どもを取り巻く危機的状況が現出する今、体育において追求されるべき課題は、技能習熟、認識学習、体力向上のみならず、社会性や道徳性の育成を主眼とした人間形成の問題が緊急の追求されるべき課題として措定される必要がある。

本研究では、上述の問題意識に立って、現在の子どもを取り巻く危機的状況を克服する一助として、「体育における人間形成論」の内外の先行研究や先行実践を批判的に検討することによって、体育における人間形成の構造について理論的に明らかにすることを目的としている。

本研究では、考察を進めるために、最初に操作的概念として暫定的に体育における人間形成概念を提示する。そしてこの操作的概念を適用しながら、「体育における人間形成論」の内外の先行研究や先行実践を批判的に検討することによって、体育における人間形成論の構築のための論証を進め、人間形成の構造を理論的レベルで明らかにしていく文献研究の方法をとる。

2. 各章の概要

第1章では、「スポーツ」及び「体育」の概念の規定、並びに研究遂行上でのキー概念となる「人間形成」概念の規定及び「体育における人間形成」概念の暫定的規定を行った。

まず、スポーツ概念の多義性について考察した上で、スポーツを広義にとらえ、スポーツを近代スポーツが保持してきた資本の論理、自由競争の論理、平等主義の論理、禁欲的な倫理観、モダニズム等のスポーツ独自の論理を中核にしなが、人類が長い歴史的過程の中で醸成してきた可変性をもった人間の身体運動に関わる文化の総体であると規定した。

さらに、先のスポーツ概念の検討を踏まえ、「体育」の概念を、教育の範疇に属し、前もって設定された目標に条件づけられながら、小・中・高等学校等の学校で体育科及び保健体育科という正課時に体育教師が学習者にスポーツを

媒体にして成立する教育的な営みをさすものであると規定した。

「スポーツ」及び「体育」概念の規定後、主に教育学（教育哲学）における「人間形成」概念について批判的検討を加え、体育における人間形成を、体育という教科に対応する文化領域の文化を媒体に、体育教師が学習者を対象に一定の価値的な人間像を目標にして、学習者のうちに社会性及び道徳性が形成されるように働きかける営みであるとの暫定的概念を明確にした。そしてこの暫定的概念をもとに、体育における人間形成論の分析視点として、①人間形成の全体構造の提示の有無、②めざされるべき人間像の提示の有無、③社会性及び道徳性形成のための方法論の提示の有無、④人間形成実現のための教科論・授業論の提示の有無を明らかにした。

第2章では、日本で施行されてきた学習指導要領が体育においてどのように人間形成に関わる内容を示し、またそれとの関係でどのような人間像を示してきたのかを明らかにした。

その結果、戦後の体育でめざされてきた人間像が、一般的な人間像から、スポーツの実施主体者というスポーツ場面に特化した人間像への変化が読み取れることを明らかにした。しかし、体育の学習指導要領には人間形成の全体構造が示されることがなかったこと、まためざされるべき人間像についても明確に示されることがなかった点について述べた。さらに、体育における社会性及び道徳性の形成のための具体的な方法論や目標との一貫性も生活体育の時期をピークに後退し、さらに体育においてめざされるべき社会性及び道徳性の内容も授業の効率化のための常規的活動の一部と考えられたり、「態度」の領域に組み込まれたりするようになったことを明らかにした。

第3章では、第2章の体育の学習指導要領における人間形成内容の検討及び分析に引き続いて、戦後日本で提起された体育における人間形成論の諸相についてその全貌を明らかにし、批判的に検討した。具体的には教科論や授業論として提起され、実践されたB型学習論や体育における学習集団論を取り上げ、その全貌を明確にしなが、批判的に検討、考察を行い、それらの成果や課題を抽出した。また、これらの考察の後、日本における人間形成的学習の系譜を

明らかにし、体育の代表的民間教育研究団体である学校体育研究同志会から提起された「スポーツの主体者形成論」を明らかにした。他方で、これらの教科論や授業論のレベルから提起された体育における人間形成論とは別に、個々の研究者によって提起されてきた体育における人間形成論についても明らかにし、批判的に検討、考察を行いその問題点と成果を明らかにした。

これらの考察の結果、日本の人間形成論は、それが教科論や授業論としての提起であっても、また個々の研究者による理論的研究・提案であっても、どちらかといえば具体的な方法論を備えたものではなかったことを結論として得ることができた。

第4章では、1970年代前半から80年代にかけて、アメリカやドイツにおいて提起されてきた、人間形成のための具体的な目標や教授方略を伴った体育における人間形成的学習を対象に、それらを明らかにし批判的に検討した。さらに、1990年代初頭以降、先進諸国では、大規模な教育改革に連動して学校体育改革が行われたが、そこで提案されたニュージーランドとアメリカのナショナルカリキュラムに示された人間形成的学習を明らかにし批判的に考察した。また、進展する情報化や国際化の中で、大きく変動する社会と経済不況に影響され、道徳的に荒廃する子どもが増大するアメリカ社会の状況下で、体育という教科で子どもの人間形成を担う「体育における責任学習論」が提起、実践されるようになるが、第4章の最後では、この「体育における責任学習論」の内実を目標と学習内容、教授方略の点から明確にし、詳細に検討した。

結章では第1章から第4章までのそれぞれの総括を行い、体育における人間形成論においてめざされるべき人間像及び体育における人間形成の構造を明らかにした。

体育における人間形成は、本研究で明確にした、めざされるべき人間像の下で、体育教師による人間形成に関わる意図的な教授方略を媒介にしながら、学習者が主体として客体たるスポーツ文化の総体に働きかけ、そこに自己を対象化し、主-客の弁証法的相互作用の中で、スポーツ文化の総体の中から、例えば、自由、平等、フェアプレイの精神<公正の精神>、勝利至上主義、スポーツマンシップ等のスポーツ文化の内実を批判的に吟味しながら、それらをわがものとして獲得し、自己を変革・形成する活動であり、同時に新たな客体（新たな対象＝新たなスポーツ文化）を創造していくという一連の相互作用的な社会的過程ということができよう。

3. 今後の課題と展望

体育における人間形成論では、今後、多様な教授方略の開発や人間形成の契機を担う体育教師養成のカリキュラム開発や養成方法も緻密に検討されていかなければならないだろう。

「体育における人間形成」に関する研究は、ようやく、従来の恣意的な研究の段階を脱して、理論的かつ実証的な研究段階に入ったといえる。規範的な考察を重ねるとともに、科学的・実証的な研究成果が着実に蓄積されていくとき、体育という教科のこれからの人間形成のあり方が一層精緻になっていくように思われる。